

●●● キャッシュレス納付 ●●●

	ダイレクト納付 (e-Taxの口座振替)	インターネットバンキング による納付	クレジットカード納付	スマホアプリ納付	振替納税 (個人事業者のみ)
納付方法	e-Taxより事前に届出をした口座から即日(指定期日)に自動引き落とし	インターネットバンキング口座から納付	専用サイトにアクセスしてクレジットカードで納付	専用サイトにアクセスしてスマホ決済アプリ(Pay払い)で納付	事前に届出をした口座から振替日に自動引き落とし
メリット	・どこからでも納付可能 ・期限を設定できるため納付忘れがない ・すぐに確認ができる	・どこからでも納付可能 ・いつでも納付可能 ・取引履歴で納付が確認できる	・どこからでも納付可能 ・いつでも納付可能 ・取引履歴で納付が確認できる	・どこからでも納付可能 ・いつでも納付可能 ・取引履歴で納付が確認できる	・手続きは初回だけ ・その後は自動引き落としのため、納付忘れがない
デメリット	・事前にe-Taxの利用開始手続きが必要 ・ネット環境が必要 ・残高不足だと納付が遅れることもある ・金融機関に限られる	・ネットバンキングの契約が必要 ・銀行によっては手数料がかかる ・期限設定不可のため、忘れずに納付が必要 ・金融機関に限られる	・クレジットカードが必要 ・納税額によっては決済手数料がかかる ・忘れずに納付が必要	・アプリでアカウント登録とチャージが必要 ・高額納付は不可 ・忘れずに納付が必要	・事前手続きが必要 ・転居時等に手続きが必要 ・残高不足だと納付が遅れることもある ・振替日の指定不可
税目	すべての税目 ※送信データによっては利用できない税目もあり	すべての税目 ※送信データによっては利用できない税目もあり	すべての税目 ※印紙を貼って納付する場合等、利用できない税目あり	すべての税目 ※印紙を貼って納付する場合等、利用できない税目あり	・申告所得税・復興特別所得税 ・消費税・地方消費税 (個人事業者)
利用可能額	金融機関による	金融機関による	カード利用可能範囲内で1,000万円未満	30万円以下 ※アプリの設定によっては上限金額が制限される場合がある	制限なし(残高次第)
利用時間	24時間利用可能 ※メンテナンス時間や稼働時間外を除く	24時間利用可能 ※メンテナンス時間や稼働時間外を除く	24時間利用可能 ※メンテナンス時間を除く	24時間利用可能 ※メンテナンス時間を除く	24時間利用可能 ※メンテナンス時間や稼働時間外を除く
手数料	不要	不要 ※ネットバンキングの手数料がかかる場合がある	納税額に応じて手数料あり	不要	不要
準備・手続き	e-Taxの利用開始手続きの他、いくつかの事前手続き	e-Taxの利用開始手続き	不要	不要	振替依頼書の提出
おすすめの方	・e-Taxで申告する方 ・毎月、納付手続きをされる方 ・日付指定して納付されたい方	・普段からネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方	・普段からクレジットカードを利用されている方	・Pay払いを利用されている方	・所得税や消費税の確定申告書(個人)を毎年提出される方

※現金による納付方法としては、従来通りの「窓口納付」や、「コンビニ納付」があります。詳細は担当者へお尋ねください。

経営の信条

わたしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町12番5号
ライラック三栄ビル2階
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 川越事務所
〒350-0053
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24
TEL. 049-223-1259

◆ 株式会社 税制経営研究所
公益財団法人 谷山治雄記念財団
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル
TEL. 03-3351-7401

税研ネットワークは弊所ホームページにバックナンバーを掲載しております。



あとがき

韓国で社会現象ともなったドラマ「ウ・ヨンウ弁護士は天才肌」で、主人公が初めて法廷に立った時の台詞です。「わたしは自閉症であり、不自然な言動をすることもありません。しかし法を愛し、被告人を尊重する心は他の弁護士と変わりません。被告人を助け、真実を明かすべく最善を尽くします。」私は昨年このドラマにはまりました。仕事内容は違って、仕事をする上で大切な事を思い起こさせてくれました。

1960年代、安保条約改正を巡る激動の時代に、当時まだ珍しかった考え方「納税者の権利」を第一として、当事務所の創業者三浦誠が四谷の地に個人事務所を立ち上げました。創業から65年となる現在も、お客様からの様々なご相談に真剣に向き合い、お客様の権利や財産を守る為に尽力し、活動されている先輩方を横で見えてきました。受け継がれた意志を忘れず、私も一歩ずつ精進していきます。

(石突)

税研ネットワーク

ITMG 税制経営研究所
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階
TEL 03-3359-4731 <http://www.zeiken.org/>



スイス・イタリア マッターホルン

インボイス導入から1年

代表社員 櫻木 敦子

インボイス制度導入から1年余が経過し、大きなニュースが飛び込んできました。12月20日、埼玉県議会で「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の廃止等を求める意見書」が賛成多数で可決されたのです。注目すべきは、主導したのが自民党県議団であったという点。与党の地方議員が国の推し進める政策に反対する意見書を提出するという極めて異例の決定です。

自民県議団の白土幸仁政調会長は本会議後、「中小企業の負担は政府が思っている以上に大きい。政府への批判ではなく、地方の声を届けるべきだ」と賛成の理由を述べました。県内の事業者の切実な声が県議会を動かしたのです。意見書では「小規模事業者等の経営の持続化や県内の経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない」と言っています。

市区町村では367自治体で中止・延期・見直し等を求める意見書の請願・陳情が採択されているものの(2024年6月現在)、県政レベルでインボイス制度の廃止を求める意見書が採択されたのは初めてのようです。

インボイス制度は、導入前から中小企業者への負担が大きいこと

が懸念されていました。免税事業者がインボイス登録しない場合には取引から排除される可能性があるため、取引先からインボイス登録を求められインボイス登録すると、新たに税負担が発生します。また、課税事業者にとっても、インボイスを登録しない事業者との取引を継続することで仕入税額控除が減少して税負担が増加することにより、経営状況を悪化させる結果となります。そしてすべての事業者にとって新たな経理事務などの負担増加が強いられることとなりました。これまで懸念されていたことが現実になっています。

滞納問題も危惧されます。2023年度の滞納残高を税目別に多い順番から見ると、消費税は3,580億円(前年度比5.0%増)で所得税3,815億円(同4.3%増)に次いで2番目。消費税の新規発生滞納額は4,383億円(前年度比20.7%増)と所得税2,051億円(同4.8%減)の2倍強です。消費税の2割特例の経過措置が終わるとさらに滞納額が増加すると考えられています。

埼玉県議会の決定は他の自治体にも大きく影響を与える可能性があります。全国の事業者の切実な声が全国に波及することを期待します。

2025年度 税制改正大綱Topics

(本資料は、与党「令和7年度税制改正の大綱」、各省庁資料等に基づき作成しております。今後、国会での動向次第では本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください)

法人税 中小企業者等に対する軽減税率の延長及び見直し

- 中小企業者等の所得の金額のうち、年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%(本則税率19%)の適用期限が2年延長されます。(800万円超の部分の税率は23.2%)



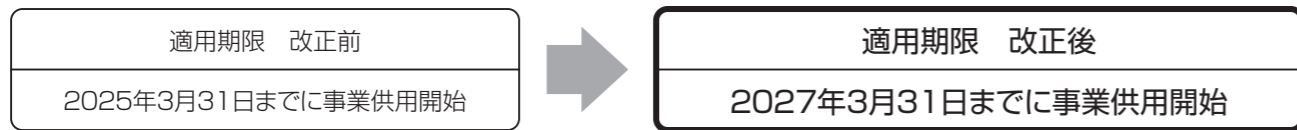
- 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%(現行:15%)に引き上げられます。

法人税 中小企業投資促進税制の延長及び見直し(所得税についても同様)



※見直し内容については省略

法人税 中小企業経営強化税制の延長及び見直し(所得税についても同様)



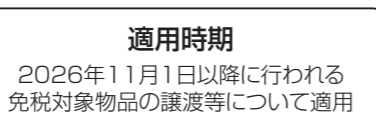
見直し後の概要

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比1%以上向上する設備	工業会	① 機械装置 160万円以上	・生産等設備を構成するもの。(事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。)
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	② 工具 30万円以上	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		③ 器具備品 30万円以上	
		④ ソフトウェア 70万円以上		
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	① 投資利益率が年平均7%以上 ② 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ③ 売上高成長率年平均10%以上を目指す ④ 前年度売上高10億円超90億円未満 ⑤ 最低投資額1億円or前年度売上高5%以上 ⑥ 賃上げ率2.5%or5.0%以上等	経済産業局	⑤ 建物附属設備 60万円以上	・国内への投資であること ・中古資産、貸付資産でないこと等
			上記①~④ 建物及びその附属設備1,000万円以上(生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る)	

※経済産業省資料より一部引用 ※詳細は省略

消費税 輸出品販売制度の見直し

- 免税方式が見直され、実務上、消費税相当額を含めた価額で販売し、出国時に持出が確認された場合に輸出品販売場を営む事業者から免税購入対象者に対して消費税相当額を返金する「リファンド方式」になります。
- 免税対象物品の範囲が見直されます。
- 免税販売手続きが見直されます。
- 輸出品販売場の許可要件が見直されます。



詳細は担当者へお尋ねください。

所得税 物価上昇時の税負担及び就業調整への対応(いわゆる103万円の壁)

1. 改正控除項目

適用時期: 2025年度分から ※給料等又は公的年金等の源泉徴収に適用されるのは2026年1月1日以降

項目	改正前		改正後	
	適用条件	控除額等	適用条件	控除額等
給与所得控除	—	最低保障額 55万円	—	最低保障額 65万円
基礎控除 (本人の合計所得金額)	2,400万円以下	48万円	2,350万円以下	58万円
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,500万円以上	0円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 48万円以下	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58万円以下	38万円
	控除対象配偶者以外の生計を一にする 配偶者の合計所得金額 48万円超 133万円以下	1万円~ 38万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする 配偶者の合計所得金額 58万円超 133万円以下	1万円~ 38万円

※上記以外にも改正項目があります。詳細は担当者へお尋ねください。

給与所得控除の改正は、年収190万円以下の人を対象であり、基礎控除と合わせて最大20万円分(給与所得控除10万円+基礎控除10万円)増えることになります。片や年収190万円超の人は現状維持であり、基礎控除10万円上昇のみの改正となります。働き控えをしていた潜在労働力を獲得できるのは嬉しいことですが、分厚い中間層(政府が増やしたいと思っている層)に対して恩恵が薄いのは不満が募るものではないでしょうか。

給与所得控除と基礎控除を足すと123万円になります。

2. 新設控除項目【特定親族特別控除(仮称)】

適用時期: 1.改正控除項目と同じ
対象: 居住者と生計を一にする合計所得が123万円以下(年収は188万円以下)の19歳以上23歳未満の親族

親族等の合計所得金額	扶養控除		特定親族特別控除(仮称)		
	48万円以下	48万円超 58万円以下	58万円超 85万円以下	85万円超 120万円以下※	120万円超 123万円以下
改正前	63万円	0円			
改正後	63万円		61万円~6万円	3万円	

※7段階分まとめております。詳細は担当者へお尋ねください。

子の年収が103万円を超えると扶養控除63万円の対象になりませんが、年収150万円まで引き上げられ、且つ年収188万円までは段階的な控除を受けられることになりました。

具体例(計算式: 年収-給与所得控除65万円)			
子の年収	160万円	170万円	188万円超
控除額	51万円	31万円	0円

103万円の壁はどこまで引き上げられるのか!?

国民民主党が掲げる「178万円の壁」の根拠について。そもそもの「103万円の壁」は1995年に制定されました。当時の最低賃金(全国平均)は611円で、現在は1,055円です。その差は1.73倍であり、年収の壁に直すと178万円になります。昨今の物価上昇や、30年前に制定された制度の見直しという点を踏まえると、合理的な数字ではないでしょうか。103万円から178万円に引き上げられた場合、7.6兆円の減税となりますが、同時に6年連続で過去最高額の税徴収を記録しています。私たちの税金が政治家の懐を温めるのではなく、私たち納税者の生活を豊かにするために正しく使われるようになって欲しいものです。

